

第百九十九号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第六項」の下に「、第七項」を加える。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間又は一年のいずれか短い期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。